

## 多古町木造住宅耐震診断補助金交付要綱

(平成 23 年 4 月 21 日告示第 42 号)

### (目的)

第 1 条 この告示は、木造住宅の耐震診断を行う者に対し、その費用の一部について、多古町補助金等交付規則（昭和 39 年多古町規則第 1 号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより補助金を交付し、地震時における木造住宅の安全性確保に対する町民意識の向上を図り、もって震災に強いまちづくりの推進に資することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 柱、はりその他の主要構造部が木造の在来軸組構法によって建築された一戸建て住宅及び併用住宅(居住の用に供する部分の床面積が当該併用住宅の延べ面積の 2 分の 1 以上のもの)をいう。
- (2) 耐震診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法(改訂版)」(国土交通省住宅局建築指導課監修、財団法人日本建築防災協会発行)に基づき、耐震診断士が行う一般診断法による一般診断又は精密診断法による精密診断をいう。
- (3) 耐震診断士 社団法人千葉県建築士会又は社団法人千葉県建築設計事務所協会に所属する会員であって、千葉県が開催する千葉県既存建築物耐震診断・改修講習会(木造)講習終了者名簿に登録された者及びこれに相当する者として町長が認める者をいう。

### (補助の対象となる木造住宅)

第 3 条 補助の対象となる木造住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に存するものであること。
- (2) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたものであること。
- (3) 地上階数が 2 以下であること。

### (補助対象者)

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者は、本町の住民基本台帳に記載され、又は外国人登録票に登録されている者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付対象となる木造住宅に自ら居住し、かつ所有している者（共有名義である場合にはその代表者）
- (2) この告示の規定により補助金の交付を受けていない者
- (3) 補助対象者の属する世帯全員が町税等を滞納していない者

### (補助対象経費)

第 5 条 補助の対象となる経費は、耐震診断に要する費用とする。

### (補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、補助の対象となる経費の 2 分の 1 以内の額とし、4 万円を限度とする。この場合において、算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、耐震診断を実施する前に、木造住宅耐震診断補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。

- (1) 住民票の謄本又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条の3第2項に規定する登録原票記載事項証明書
- (2) 木造住宅に係る登記事項証明書又は当該木造住宅の所有者が確認できる書類
- (3) 木造住宅に係る建築確認通知書の写し又は当該木造住宅の建築年が確認できる書類
- (4) 木造住宅の耐震診断に要する費用の見積書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と定める書類

(交付決定)

第8条 町長は、規則第4条の規定により、補助金の交付の可否を決定したときは、木造住宅耐震診断補助金交付決定・却下通知書(別記第2号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

(変更申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、耐震診断の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、変更内容について町長と協議を行わなければならない。

2 前項の規定による協議の結果、変更の申請を行う場合は、木造住宅耐震診断補助金変更交付申請書(別記第3号様式)に第7条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付して町長に申請しなければならない。

(変更決定)

第10条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、木造住宅耐震診断補助金変更交付決定通知書(別記第4号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

(中止の届出)

第11条 交付決定者は、補助金に係る耐震診断を中止しようとするときは、木造住宅耐震診断中止届(別記第5号様式)により町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定により、中止の届け出があったときは、当該届け出をした者に交付決定の取り消しを通知するものとする。

(実績報告)

第12条 規則第10条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了日から起算し30日以内又は補助金の交付の決定に係る会計年度の終了の日のいずれか早い時期までに木造住宅耐震診断補助事業実績報告書(別記第6号様式)に次に掲げる書類を添付して町長に報告しなければならない。

- (1) 耐震診断の結果報告書
- (2) 耐震診断に係る契約書の写し
- (3) 耐震診断に要した経費の領収書の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

(補助金等の額の確定)

第 13 条 町長は、規則第 12 条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、木造住宅耐震診断補助金確定通知書(別記第 7 号様式)により当該報告をした交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第 14 条 規則第 13 条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、木造住宅耐震診断補助金交付請求書(別記第 8 号様式)により町長に請求しなければならない。

(返還等)

第 15 条 町長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者がいるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(補則)

第 16 条 この告示に定めるもののほか、耐震診断の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。